

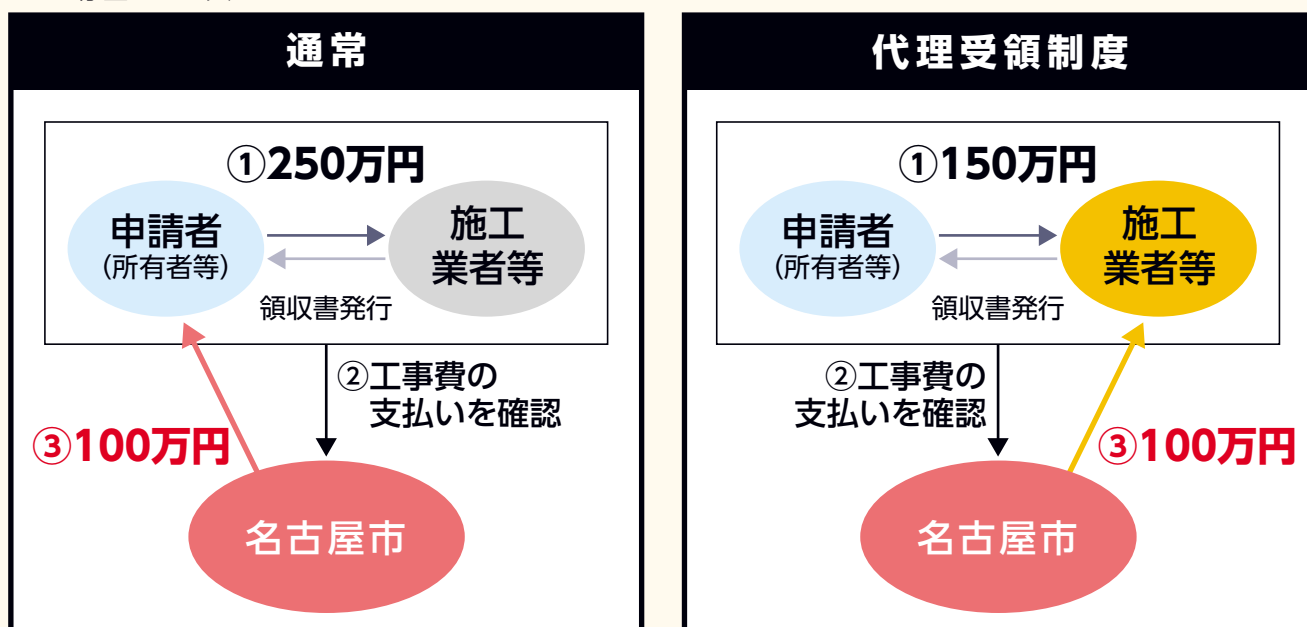
各種耐震化支援制度の補助金の受領に

代理受領制度 が使えます

【代理受領制度とは】

▷申請者（住宅所有者など）との契約により、耐震改修工事などを行った事業者が申請者の委任を受け、補助金を代わりに受け取ることができる制度です。
この制度を利用することで、申請者は工事費等と補助金の差額分のみ用意すればよくなるため、**当初の費用負担が軽減されます。**

・木造住宅の耐震改修工事を行う場合、工事費が250万円、市からの補助金が100万円の場合には次のようになります。



| お問い合わせ先・申請先 |

名古屋市住宅都市局 耐震化支援課

TEL | **052-972-2787** FAX | 052-972-4179
〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1 (市役所西庁舎3F)

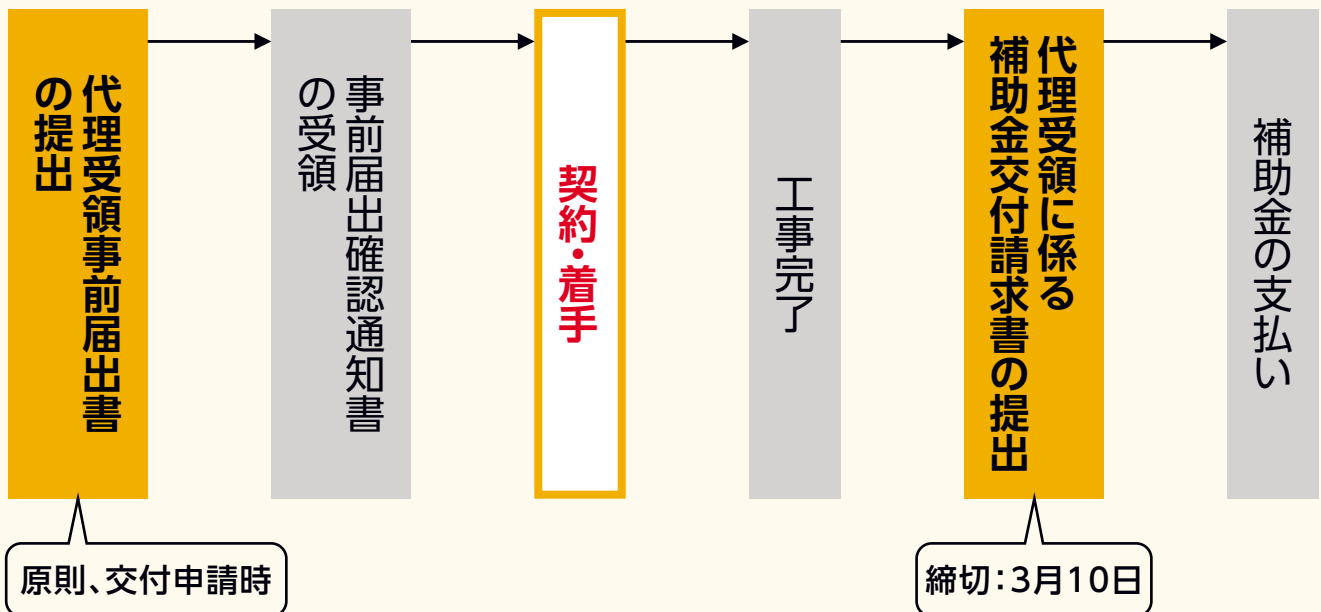


名古屋市 代理受領

検索

◎申請様式は、ダウンロードできます

補助金交付の流れ



【代理受領制度を利用するには】

申請者（所有者等）と受任者（施工業者等）との合意が必要です。制度の利用を希望される方は、契約予定相手の方とよく話し合ってください。

お知らせ

【申請者（所有者等）の方へ】

申請者が、代理受領制度の利用を希望しているという意思確認のため、**配達証明で事前届出確認通知書を郵送**します。

また、代理受領制度の利用を取りやめたい場合は、この通知書の受け取りから、10日以内にご連絡をいただきますようお願いいたします。

この通知書の受け取りがない場合、代理受領制度を利用できなくなる場合がありますので、ご注意ください。

【受任者（施工業者等）の方へ】

代理受領の受任者となるには、**事前に名古屋市への口座振替の登録**が必要です。口座振替登録の方法は名古屋市ウェブサイトをご覧ください。

名古屋市 口座登録

検索

【その他】

不明な点がございましたら、お気軽に耐震化支援課までお問合せください。